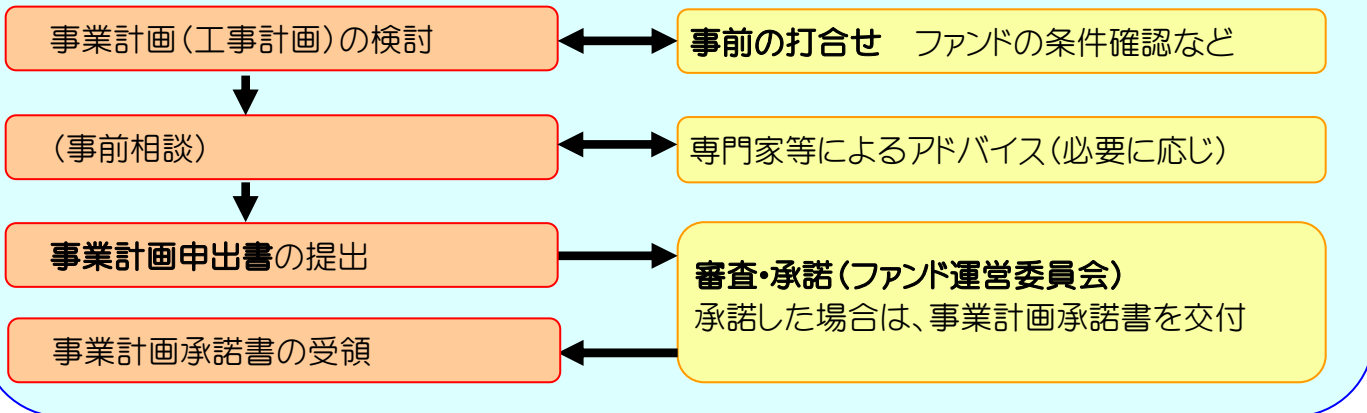


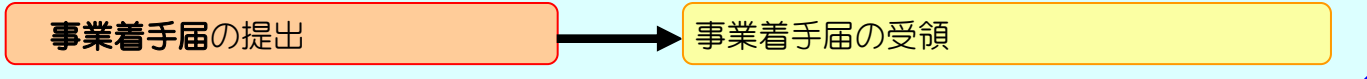
助成の流れ

申出者 にぎわいまち公社

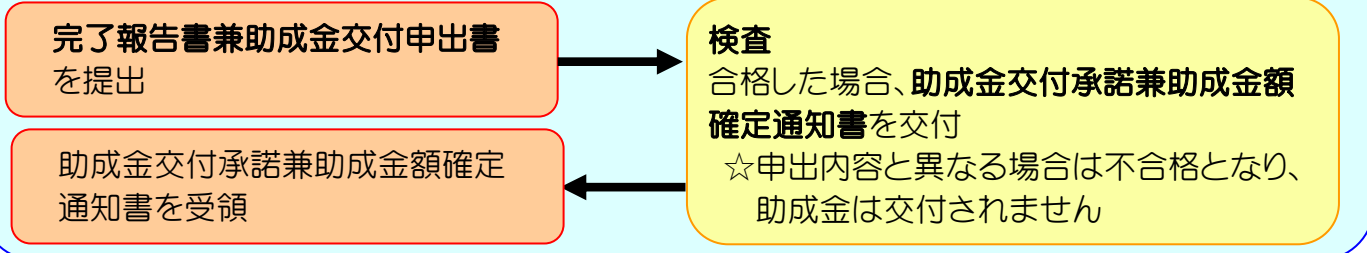
STEP 1：申出



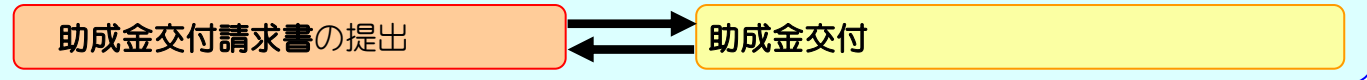
STEP 2：工事の実施



STEP 3：工事完了の報告



STEP 4：助成金の受け取り



※セールスにご注意を！

岐阜市にぎわいまち公社では、建設業者などにぎふ景観まちづくりファンド助成制度のあっせんを依頼していません。

お申し込み・お問い合わせ先

一般財団法人 岐阜市にぎわいまち公社（景観整備機構）
〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12番地 岐阜中日ビル2階 受付：平日 9:30～17:00
TEL：058-266-1377 / FAX：058-215-7155 ※公共交通機関をご利用ください。
ホームページ：http://www.gifu-nigiwai.org / E-mail: fund@gifu-nigiwai.org

ぎふ景観まちづくりファンド助成制度 (ぎふまちなみ修景工事助成金)のご案内

令和3年度版（再募集）

道三公・信長公の時代から現代まで大切に受け継がれてきた岐阜の歴史的なまちなみは、岐阜市民の誇りであり、町家や蔵が建ち並ぶまちなみを歩くととても気が和みます。それは、この風景が岐阜の原風景であり、後世に残すべき財産だからではないでしょうか。

ぎふ景観まちづくりファンドは、国や市の拠出金に併せ、趣旨にご賛同いただいた方のご寄附を基に、岐阜の皆さんが歴史的なまちなみを守るために行われる工事に助成を行うものです。



◆対象区域
金華地区（鶏飼屋地区・中山道沿道区域の助成内容は別紙をご参照ください）

- ◆対象工事
1. 町家やそれ以外の歴史的建造物を維持・復元していく工事
 2. 一般建造物を歴史的なまちなみと調和させていく工事
 3. 附属工作物を設置して歴史的なまちなみと調和させていく工事

◆助成率、助成限度額 内面参照

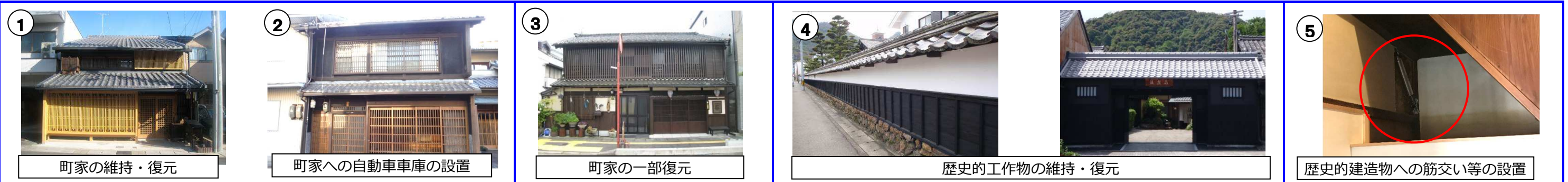
◆スケジュール 以下の期間内で「事業計画申出書」受理の先着順

第1回 募集期間 令和3年 5月12日(水) から 7月23日(金) まで
第2回 募集期間 令和3年 8月 2日(月) から 10月29日(金) まで

※最終年度に伴う注意事項

- ・当初は、令和2年度にファンド基金を使い切る見込みでしたが、基金に残高が残りましたので、**基金の範囲内**で再募集を行います。
- ・上記のスケジュールにかかわらず、応募状況により、申請受付を早期に終了する場合があります。募集状況については、公社ホームページをご確認ください。
- ・最終年度の為、**申請には完成時期等の条件**があります。また、基金の残高の状況によっては、助成限度額を下回る場合があります。詳細は、別紙の手引きをご参照ください。

岐阜市にぎわいまち公社



① 町家の維持・復元

② 町家への自動車車庫の設置

③ 町家の一部復元

④ 歴史的工物物の維持・復元

⑤ 歴史的建造物への筋交い等の設置

1. 町家等の歴史的建造物
 (概ね昭和 20 年以前の建造物)
 ☆維持・復元工事に対して助成

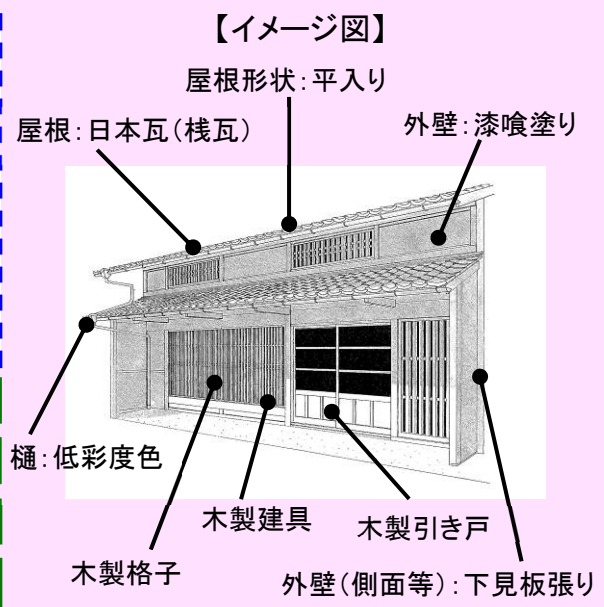
※1 **金華要件等**
 金華地区建築物要件(町家)、蔵要件、又は建築当時(昭和 20 年以前)において構成されていた形態意匠、素材をいう

※金華地区建築物要件(町家)
 ・窓格子が木製格子
 ・屋根が日本瓦
 ・外壁が漆喰
 ・玄関が木製又は木製調引き戸

※蔵要件
 ・屋根が日本瓦
 ・外壁が木材、漆喰、土等での仕上げ

- ① 歴史的建築物の維持、復元を行う場合(200万円)
 例:日本瓦の葺き替え、格子や木製引き戸の設置や修繕、外壁を漆喰仕上げにする工事など
 - ② 歴史的建築物と一体となった自動車車庫等の開口部に木製または木製調格子を新設し、金華要件等^{※1}を満たす場合(150万円)
 満たさない場合(50万円) 例:町家の土間部分を駐車場に利用し、開口部に格子戸を設置する工事 など
 - ③ 町家、蔵等の一部復元を行うものの金華要件等^{※1}を満たさない場合(100万円)
 例:外壁は漆喰ではないが、アルミサッシの窓に格子を設置する工事など
 - ④ 歴史的工物物(門、塀等)の維持を行う場合(200万円)
 - ⑤ 歴史的建造物の特例助成(内部工事に対する助成)
 1) ①の場合 構造補強(筋交いの新設等)に関する工事(200万円の上限にプラスして100万円まで助成できます。)
 2) ①の場合 上下水道管の敷設替え・間仕切り壁又は床の新設などに関する工事
 (50万円または外観工事に係る助成額のいずれか高い金額を個別限度額として助成します。)
 3) ①のにぎわい創出(新たに店舗として活用)の場合:意匠、設備に関する工事(個別助成限度額100万円)
 4) ②の空き家活用する場合:構造補強・上下水道管の敷設替え・間仕切り壁又は床の新設などに関する工事
 (外観工事に係る助成額又は50万円のいずれか高い金額を個別限度額として助成します。)
 5) ③の空き家活用する場合:構造補強・上下水道管に関する工事(外観工事に係る助成額を個別限度額として助成します)
 - ⑥ 一般建築物の新築、外観改修を行ない、金華地区建築物要件を満たした場合(150万円)
 - ⑦ 一般建築物で木製格子を新設・修繕する場合(50万円)
 - ⑧ 一般建築物と一体となった自動車車庫等の開口部に木製または木製調格子の引き戸を新設・修繕する場合(50万円)
 - ⑨ 木材、漆喰、土などの伝統的な素材を用いた仕上げを行った門、塀等を新設・修繕する場合(50万円)
 - ⑩ 駐車場出入口に木製及び木製調格子を新設・修繕する場合(50万円)
 - ⑪ 建築設備への目隠しを新設する場合(5万円)
 - ⑫ 自動販売機等への目隠しを新設する場合(10万円)
 - ⑬ 歴史的なまちなみに調和した屋外広告物を設置した場合(30万円)
- ※()内は合計助成限度額 ※個別の部材について、別に個別助成限度額あり ※⑦~⑩においては建物の形状等も審査対象

(合計助成限度額についての注意事項)
 ・()内の金額は、5年以内に交付を受けることができる合計助成限度額です。
 ・合計助成限度額は敷地ごとに設定され、建造物の種類と工事の内容により異なります。
 詳細はお問い合わせください。



助成率

対象工事費の1/2
 ただし、窓格子・建築設備への目隠しは7/10
 (対象工事費に消費税は含まれません)

2. 一般建造物
 (概ね昭和 21 年以降の建造物)
 ☆歴史的なまちなみと調和させる工事に対して助成

3. 附属工物物
 ☆附属工物物を設置して歴史的なまちなみと調和させる工事に対して助成



⑦ 一般建築物への木製格子の新設

⑨ 伝統的素材を用いた塀の設置

⑩ 駐車場出入口に格子等の設置

⑪ 建築設備への目隠し

⑬ 屋外広告物の設置